

(目的)

第1条 この要領は、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けについて」（平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知）及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付制度の運営について」（平成28年3月7日付け雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「高知県社協」という。）が実施する児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けについて、その貸付方法や事務手続等を規定し、自立支援資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの種類及び貸付対象)

第2条 自立支援資金の貸付けの種類は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

2 生活支援費の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次に該当する者とする。

(1) 生活支援費の貸付対象者は、高知県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者並びに里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）とする。

なお、進学者は、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長により大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とし、高知県社協が本事業を開始した日に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者も含むものとする。

(2) 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下就職者という。）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

3 家賃支援費の貸付対象者は、次に該当する者とする。

(1) 進学者

(2) 就職者

4 資格取得支援費の貸付対象者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

なお、資格取得希望者には、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとする。

5 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後生じた事由により貸付の申請を

行うこともできるものとする。ただし、第2条第1項の貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

(貸付期間、貸付額及び利子)

第3条 自立支援資金の貸付期間、貸付額及び利子は、次のとおりとする。

1 生活支援費の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 50,000 円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち 12 か月間について、貸付額を月額 80,000 円とする。）

※上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間は医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12 か月間

貸付額：月額 80,000 円

2 家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）の単身世帯の額を限度額とする。

(2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）の単身世帯の額を限度額とする。

3 資格取得支援費の貸付額は、資格取得に要する費用の実費（児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。）とし、250,000 円を上限とする。

4 第1項及び第2項に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の就学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含むことができるものとする。

5 貸付金の利子は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 共通書類

- ①誓約書（第2号様式）
- ②親権者等法定代理人の同意書及び児童養護施設の施設長等からの意見書
(第3号様式)
- ③住民票（世帯全員の記載のあるもの）
- ④連帯保証人の所得証明書
- ⑤個人情報の取扱いについて（同意書）
- ⑥その他必要と認められる書類

(2) 進学者

- ①在学証明書（ただし、申請時点が入学前の場合は、合格通知書（写）を提出し、入学後速やかに在学証明書を提出するものとする。）
- ②家賃支援費の借入を希望する場合には、1か月の家賃額（管理費及び共益費を含む。以下同じ）が確認できる書類（賃貸契約書（写）等。ただし、申請時点が転居前の場合は、転居先の住所や金額が分かる物件概要や見積書等を提出し、転居後速やかに賃貸契約書の写しを提出するものとする。）

(3) 就職者

- ①就職していることが確認できる書類（業務従事届（第11号様式）、雇用証明書等。ただし、申請時点で雇用開始前の場合は、内定通知書（写）等を提出し、雇用開始後速やかに就業状況報告書等を提出するものとする。）
- ②1か月の家賃額が確認できる書類（賃貸契約書（写）等。申請時点が転居前の場合は、転居先の住所や金額が分かる物件概要や見積書等を提出し、転居後速やかに賃貸契約書の写しを提出するものとする。）

(4) 資格取得希望者

- ①取得する資格の内容及び取得費用が確認できる書類
- ②大学等に在学している者は、在学証明書

(連帯保証人)

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を原則1名立てなければならない。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

- 2 貸付申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければならない。
- 3 連帯保証人は、自立支援資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条に規定する延滞利子を包含するものとする。

(貸付けの選考及び決定)

第6条 高知県社協は、貸付申請書類を審査し、選考するものとする。

- 2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。
- 3 貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、高知県社協が指定する日までに借用証書（第4号様式）を提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 貸付決定者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更申請書（第15号様式）及び連帯保証人の所得証明書を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(自立支援資金の交付)

第8条 自立支援資金のうち、生活支援費及び家賃支援費については毎月5日（当日が金融機関等休業日の場合はその前営業日）に、資格取得支援費については一括で、交付するものとし、原則として口座振込によるものとする。

- 2 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届け出（第5号様式）しなければならない。なお、振込先は貸付決定者の名義とする。

(貸付契約の解除)

第9条 高知県社協会長は、借受人が次の各号の1に該当するときは、その契約を解除するものとする。第3号については当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者でなくなったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 借受人が自立支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (5) その他自立支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(返還の債務の当然免除)

第10条 借受人が次の各号の1に該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

1 進学者

- (1) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。）
- (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

2 就職者

- (1) 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき（ただし、1週間の所定労働時間

が20時間に満たない場合は除く。)

- (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

3 資格取得希望者

- (1) 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。）
- (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(返還の債務の裁量免除)

第11条 高知県社協会長は、借受人が次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上に就業を継続したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部
- (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部

2 第1項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

3 第1項の第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく借受人の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上に就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

4 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、第1項の第4号の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(返還の債務の免除申請及び決定)

第12条 第10条に規定する返還の債務の当然免除又は第11条に規定する返還の債務の裁量免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、自立支援資金返還免除申請書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 業務に従事した就業先の長の発行する業務従事期間証明書（第9号様式）
- (2) 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- 2 高知県社協会長は、第10条に規定する返還の債務の当然免除又は第11条に規定する返還の債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、審査するものとする。
- 3 高知県社協会長は、返還の債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

(返還)

第13条 借受人が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間内に返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- (3) 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、次の①から④のいずれかに該当し資格を取得する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき
 - ①資格を取得するための課程の履修を中止したとき
 - ②心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
 - ③死亡したとき
 - ④その他資格を取得する見込みがなくなつたと認められるとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業が継続することができなくなつたとき

2 返還期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 生活支援費
生活支援費の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間とする。
- (2) 家事支援費
家事支援費の貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間とする。
また、大学等への進学者で、家賃支援費と生活支援費の両方の貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間とする。
- (3) 資格取得支援費
貸付決定者と協議のうえ、最長3年以内とする。

3 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還額は、月賦及び半年賦ともに、第2項に定める期間で除した額以上の額とする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条

1 当然猶予

高知県社協会長は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、自立支援資金の貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間
- (2) 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中である期間、又は大学等に在学している期間

2 裁量猶予

高知県社協会長は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予申請及び決定)

第15条 借受人で返還の債務の履行猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、返還猶予申請書(第10号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第16条 借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を直ちに高知県社協に届出(第6号様式)しなければならない。

- (1) 進学者及び資格取得希望者が、大学等を休学、停学、復学、留年及び退学したとき
- (2) 就職者が離職したとき
- (3) 自立支援資金の借受けを辞退するとき

2 貸付決定者又は借受人が死亡したときには、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出(第14号様式)しなければならない。

3 借受人、法定代理人(親権者、未成年後見人等)又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出(第12号様式)しなければならない。

4 借受人が、就職したときは業務従事届(第11号様式)により、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。また、当該就職先に1年を超えて従事する場合は、業務従事後1年ごとに業務従事届(第11号様式)を提出するものとする。

進学者又は資格取得希望者が大学等に在学している場合は、在学証明書を1年ごとに提出するものとする。

- 5 前項の業務従事届（第 1 1 号様式）を提出した者が業務従事先を変更したときは、就業先・就学先変更届（第 1 3 号様式）により、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。
- 6 第 1 3 条第 1 項の規定に該当する事由が生じた場合、借受人（該当する事由が借受人が死亡のときは連帯保証人）は返還計画申請書（第 7 号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。

（就業期間の計算）

第 1 7 条 自立支援資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる就業期間の計算は、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された後（進学者は大学等を卒業後 1 年以内）に就職した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。

（延滞利子）

- 第 1 8 条 第 1 3 条第 1 項の規定により自立支援資金を返還しなければならない者が、正当な理由なく自立支援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。
- 2 当該延滞利子が払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

（実施細目）

第 1 9 条 この要領に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 15 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 18 条（延滞利子）は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 30 日から施行し、令和 3 年 12 月 20 日から適用する。

ただし、第 3 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 4 年 12 月 2 日から適用する。